



宮 崎 県 公 報

平成27年7月27日(月曜日) 第 2712 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2
- 廃棄物が地下にある土地の区域の指定…………… (循環社会推進課) 2

訓 令

- 宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令…………… (行政経営課) 2

公 告

- 宮崎県グループウェアシステム貸借及び保守

- に関する業務に係る企画提案競技の実施…………… (情報政策課) 3
- 県宮土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 4
- 公共測量の実施の通知…………… (管理課) 4
- 企業局企業管理規程**
- 企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 5
- 選挙管理委員会告示**
- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 6
- 解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 7

告 示

宮崎県告示第 459号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成27年7月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570203648	デイサービスひなた	宮崎県都城市志比田町4536番地	株式会社ひだまりの郷	宮崎県都城市志比田町4536番地	平成27年6月1日	通所介護
4570203655	すまいる1ホームヘルパーステーション	宮崎県都城市高城町桜木1301番地5	すまいる1合同会社	宮崎県都城市高城町桜木1301番地5	平成27年6月1日	訪問介護
4570500936	デイサービス活きがい発電所こぼやし	宮崎県小林市水流通 229番7	株式会社OT-Road	宮崎県えびの市原田3258番地5	平成27年6月1日	通所介護
4571900960	医療法人慶明会フィットデイエボック	宮崎県東諸県郡国富町岩知野762	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3-6-21	平成27年6月1日	通所リハビリテーション
4572001560	しんとみデイサービスセンター	宮崎県児湯郡新富町新田字羽広1928番地1	有限会社ひかり苑	宮崎県宮崎市清武町あさひ一丁目1番地2	平成27年6月1日	通所介護
4570203671	デイサービスほほえみ	宮崎県都城市北原町12街区14番地	株式会社フォーユ	宮崎県都城市姫城町14街区26号	平成27年6月6日	通所介護
4570203689	デイサービスセンター輝	宮崎県都城市早水町3517番地	株式会社輝	宮崎県都城市早水町3858番地14	平成27年6月13日	通所介護

宮崎県告示第 460号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成 27 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203663	ケアプランセンターシャイン	宮崎県都城市蓑原町3224番地2	リハケアウィング株式会社	鹿児島県曾於市末吉町深川2459番地4	平成27年6月1日	居宅介護支援
4570601262	つくし園	宮崎県日向市鶴町二丁目2番16号	三寿産業株式会社	宮崎県日向市鶴町二丁目2番16号	平成27年6月1日	居宅介護支援
4570800666	居宅介護支援センターここ笑み	宮崎県西都市旭二丁目41番地	合同会社ライフプロジェクト宮崎	宮崎県西都市旭二丁目41番地	平成27年6月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 461号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成 27 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203655	すまいる1ホームヘルパーステーション	宮崎県都城市高城町桜木1301番地5	すまいる1合同会社	宮崎県都城市高城町桜木1301番地5	平成27年6月1日	介護予防訪問介護
4570500936	デイサービス活きがい発電所こばやし	宮崎県小林市水流迫229番7	株式会社OT-Road	宮崎県えびの市原田3258番地5	平成27年6月1日	介護予防通所介護
4571900960	医療法人慶明会フィットデイエポック	宮崎県東諸県郡国富町岩知野762	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3-6-21	平成27年6月1日	介護予防通所リハビリテーション
4572001560	しんとみデイサービスセンター	宮崎県児湯郡新富町新田字羽広1928番地1	有限会社ひかり苑	宮崎県宮崎市清武町あさひ一丁目1番地2	平成27年6月1日	介護予防通所介護
4570203689	デイサービスセンター輝	宮崎県都城市早水町3517番地	株式会社輝	宮崎県都城市早水町3858番地14	平成27年6月13日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 462号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成 27 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定区域	埋立地の区分
北諸県郡三股町大字宮村字小鷹原2018番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号

訓 令

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成 27 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 7 号

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程（平成19年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務	所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務
消防保安課	[略]			中山間・地域政策課	宮崎市錦町1番10号 (宮崎グリーンズフ ィア壱番館内)		移住相談対応に 関すること。
	宮崎市錦町1番10号 (宮崎グリーンズフ ィア壱番館内)	宮崎県	宮崎就職相談支 援センターの運 営に関すること	東京事務所	東京都千代田区有楽 町2丁目10番1号(東 京交通会館内)		移住相談対応に 関すること。
	[略]			消防保安課	[略]		
労働政策課	宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3(宮 崎県技能検定センタ ー内)	[略]	[略]	労働政策課	宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3(宮 崎県技能検定センタ ー内)	[略]	[略]
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の別表中山間・地域政策課及び東京事務所の項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

公 告

宮崎県グループウェアシステム賃貸借及び保守に関する業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成27年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 企画提案競技に付する事項

- 業務名 宮崎県グループウェアシステム賃貸借及び保守に関する業務
- 業務の特質等 宮崎県グループウェアシステム賃貸借等要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 契約期間 平成28年2月1日から平成33年1月31日まで

2 契約に係る特約事項

- この企画提案競技に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、1(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

平成27年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務であり、かつ、この公告の日から企画提案競技終了の日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていないもの

4 企画提案競技に参加する者に必要な資格等を得るための申請方法

3に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- 申請書類の受付期間 平成27年7月27日（月）から平成27年8月31日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 契約条項を示す場所及び期間

- 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

- 期間 平成27年7月27日（月）から平成27年8月24日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 宮崎県グループウェアシステム賃貸借等企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布期間

- 配布場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

なお、実施要領及び仕様書は宮崎県ホームページにも掲載する。

- (2) 配布期間 平成27年7月27日（月）から平成27年8月24日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 7 企画提案競技事前説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁 1号館 4階総合政策部会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
 - (2) 日時 平成27年8月5日（水）午前10時から
- 8 参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法
企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格審査申請書を提出すること。
 - (1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
 - (2) 提出期限 平成27年8月24日（月）午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。
- 9 参加資格の喪失
最優秀提案者の選定までに3の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。
- 10 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
 - (2) 提出期限 平成27年9月7日（月）午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。
- 11 賃貸借等予定者の選定方法
資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会の審査を経て賃貸借等予定者を選定するものとする。
- 12 企画提案競技に関する事務を担当する部署
宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- 13 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
 - (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of goods up for bid: portal site

- (2) Proposal submission deadline: 5:00 pm, 7th September, 2015
- (3) Contact point for the notice: Information Administration Division, General Policy Planning Department Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL:+81 985 26 7045

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の規定により、上本城地区県営土地改良事業（串間市、農地保全整備事業（シラス対策））に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年7月27日から平成27年8月24日まで
- 3 縦覧場所
串間市役所農地水産林政課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。
また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成27年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基準点測量・現地測量・路線測量
- 2 作業地域
都城市夏尾町（一部）
- 3 作業期間
平成27年7月13日から平成28年2月15日まで

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成27年7月27日

宮崎県企業局長 四本 孝

宮崎県企業局企業管理規程第5号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第1項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特別の事情を有する職員について適当と認める場合は、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時まで又は午前8時45分から午後5時15分までとし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第1項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特別の事情を有する職員について適当と認める場合は、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時まで又は午前8時45分から午後5時15分までとし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、公務の運営上の事情により必要な場合には、管理者が別に定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。</p>

附 則

この企業管理規程は、平成27年8月1日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第19号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成27年7月27日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
追加取得講習	1号警備業務	平成27年10月27日(火)から 10月30日(金)まで	20名

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務	平成27年9月14日(月)から9月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 2の(4)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
- (オ) 2の(5)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料
受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習の種類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

- 6 その他
- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
 - (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
 - (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年7月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

- 1 設立届
- その他の政治団体
 - (イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
稲山勝一後援会	稲 山 和 孝	稲 山 朝 子	児湯郡都農町大字川北1334-2	平成26年8月15日
日高とおる後援会	日 高 透	日 高 透	宮崎市大字新名爪 121番地 6 サンチェリー 105号	平成26年8月18日
池田たかし後援会	北 原 寿 生	池 田 房 子	児湯郡高鍋町大字北高鍋3556	平成26年10月1日
津曲牧子後援会	津 曲 牧 子	津 曲 智 邦	児湯郡高鍋町大字北高鍋4581-3	平成26年10月10日
九曜會	宮 田 龍 郎	時 任 小百合	串間市大字市木1592-1	平成26年10月23日
岩村道章後援会	岩 村 道 章	岩 村 道 章	児湯郡高鍋町大字北高鍋3190-1 番地	平成26年10月31日

- 2 異動届
- 政党の支部

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党宮崎県防衛支部	主たる事務所の所在地	宮崎市清武町加納甲2010-12 山本和興宅	児湯郡木城町大字川原1633-50 濱砂和彦宅	平成26年9月1日

- その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
明るい街づくりの会	政治団体の名称	明るい街づくりの会	卓 ち ゃ ん 会	平成26年6月24日
	代 表 者	齊 藤 卓 治	池 神 栄 吉	
	会 計 責 任 者	松 村 優 子	奥 田 秀 一	
宮崎県隊友政治連盟	主たる事務所の所在地	宮崎市清武町加納甲2010-12 山本和興宅	児湯郡木城町大字川原16-33-50 濱砂和彦宅	平成26年9月1日
宮崎県商工政治連盟高千穂支部	政治団体の名称	宮崎県商工政治連盟高千穂支部	高千穂商工政治連盟	平成26年10月3日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
西ノ村清後援会	内 畑 勝 義	西ノ村 麻 美	都城市高崎町大牟田 727-1	平成26年10月30日

宮崎県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成27年7月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

（ その他の政治団体 ）

政治団体の名称 西ノ村清後援会

報告年月日 平成26年10月30日

（平成26年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

--	--